

特集 市町村合併 つてどうやってするの？

市町村合併特集3回目の今回は、市町村合併はどのように進められるのか手続きの流れをまとめてみました。



☆県から合併重点支援地域の指定を受けます。

はじめに、関係市町村と合併について話し合い、共同研究・調査の合意を図ります。その合意のもとに県は、市町村の合併を支援するため「合併重点支援地域」を指定します。

市町村合併は、住民みなさんの生活や、地域の将来に大きな影響を及ぼす重要なことです。関係市町村間で十分協議を行い、地域の住民のみなさんの理解と協力により進めることが大切です。

このため、市町村合併の検討にあたっては、関係市町村の話し合いの場となる「合併協議会」などの検討組織で、いろいろな事項について協議を行った上で進められることとなっています。

この指定を受けることにより、啓発事業や調査研究等、いろいろな支援が受けられることとなり、関係市町村ではこれを受けて、基礎的な調査、啓発活動などを行いながら、みなさんや議会の合意形成を図ります。

☆合併協議会を設置します。

合併協議会の設置は、関係市町村による発議と住民

発議などの方法があります。が、いずれも各市町村議会の議決が必要となります。

合併協議会は市町村長や議会議員をはじめ、合併に詳しい学識経験者などが構成員となり、みなさんへ十分な情報提供を行うとともに、その意向を尊重して、合併を行うことの是非を含め、合併後のまちづくりビジョン（市町村建設計画）や合併の方針、合併の期日など、新しい市町村のあり方を話し合っていきます。

☆市町村議会及び県議会の議決を経て知事が合併を決定します。

合併協議会の結果がそれぞれの市町村の議会で議決されると、知事への合併の申請となります。

知事はこれを受け、県議会に提出をし、県議会で議決されると知事が合併を決

定します。

これを総務大臣が受理、告示した時点で正式に合併が成立することとなります。

次ページの図のように、合併重点支援地域の指定から合併まで、さまざまな作業を経ることとなりますが、実際に検討を始めてから約2年程度の期間が必要であるといわれています。

市町村合併③

《市町村合併の用語解説》

◇合併協議会

合併特例法等に基づき、市町村議会の議決により設置されるもので、合併の方法や期日、新市町村の名称、市町村建設計画など合併に関するあらゆる事項を協議する組織であり、委員は関係市町村長、議会及び学識経験者等から構成されます。

◇市町村建設計画

新市町村の将来を示すものであり、新市町村のまちづくり計画としての役割を果たすものです。この計画は、合併協議会により作成され、計画に盛り込まれた事業については、住民みなさんが合併の適否を判断する資料になるとともに、合併後

